

社会福祉充実計画について	
期 限	毎会計年度終了後 3 か月以内（6 月末）
方 法	<p>毎会計年度に社会福祉充実残高が生じた場合、計画を策定し所轄庁の承認が必要。（既に計画を策定している場合は提出不要。）</p> <p>① 社会福祉充実計画を策定し、公認会計士、税理士等の専門家の意見聴取を行う。地域公益事業を行う計画の場合は、事業内容及び事業区域内の需要について、事業区域の住民その他の関係者の意見を聴取する。 ※地域公益事業の実施を検討する場合は、事前に所轄庁に相談すること。</p> <p>② 理事会に計画を評議員会への提出議題として承認後、評議員会の承認を得る。</p> <p>③ 財産目録等の提出と同時に、6月30日までに必要書類とともに2部提出すること。 ※社会福祉充実計画の策定の際は、平成29年1月24日雇児発0124第1号、社援発0124第1号、老発0124第1号「社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について」及び社会福祉残額に関するQ&A（vol.3）を参考にすること。 なお、通知及び計画の様式については、厚生労働省ホームページ「社会福祉法人制度改革について」に記載されているので参照すること。 ※既に承認された計画について変更が生じた場合は、変更内容により、所轄庁に変更申請または届出が必要になるので、所轄庁に事前に相談すること。</p>
根 拠	社会福祉法第55条の2